

東日本大震災関係

震災復興支援体制の強化について

被災地の早期復興に向け、平成 24 年 4 月 1 日から震災復興支援担当職員を 100 人規模で増強し、約 170 名の現地支援体制を確立します。

これにより、被災市町村における復興まちづくりを強力に推進するための体制を本格的に整えます。

UR 都市機構では、国土交通大臣からの要請を受け、昨年 4 月から被災市町村に職員を派遣するとともに、7 月には仙台及び盛岡に復興支援事務所を設置し、被災市町村による復興計画の策定を支援してまいりました。

現在、機構が職員を派遣した全ての被災市町村で復興計画が策定され、12 市町と覚書や協定を締結するなど、復興まちづくりが実施の段階に進みつつあります。

このため、仙台及び盛岡に設置した両事務所を、それぞれ「宮城・福島震災復興支援局」及び「岩手震災復興支援局」へと格上げし、被災地の復興まちづくりを迅速かつ強力に支援するための体制を本格的に強化することにしました。

○復興支援体制【74名 → 172名（平成 24 年 4 月 1 日より）】

<個別地区の事業化支援>（新設）【33名】

現地（7市町）に専任チームを配置し、従来の職員派遣を切替え、事業化を支援。

<職員派遣> 【18名】

派遣要望があった1県9市町村（内8市町村は前年度より継続）に各2名程度の職員を派遣し、市町村の復興整備計画策定等の技術支援を実施。

<災害公営住宅整備>（新設）【54名】

支援局に専任チームを設置し、被災市町村からの要請による災害公営住宅を整備。

<計画具体化を推進> 【67名】

支援局において、市町村等への派遣職員等とともに整備計画の具体化を推進。

(別添参考資料)

- ・ 被災市町村との覚書交換・協定締結の状況 (別添1)
- ・ 東日本大震災における取り組み (別添2)
- ・ 過去における主な災害復興の取り組み (別添3)

以 上

※発表記者会

国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、岩手県政記者クラブ
東北電力記者会、東北専門記者会

○ お問い合わせは下記へお願いします。
震災復興支援室支援調整第1チーム
電話045(650)0876
カスタマーコミュニケーション室広報チーム
電話045(650)0887

被災市町村との覚書交換・協定締結の状況 (H24. 3. 30現在)

○覚書の交換

復興まちづくりの推進に向け、相互協力を確認。

○協力協定の締結

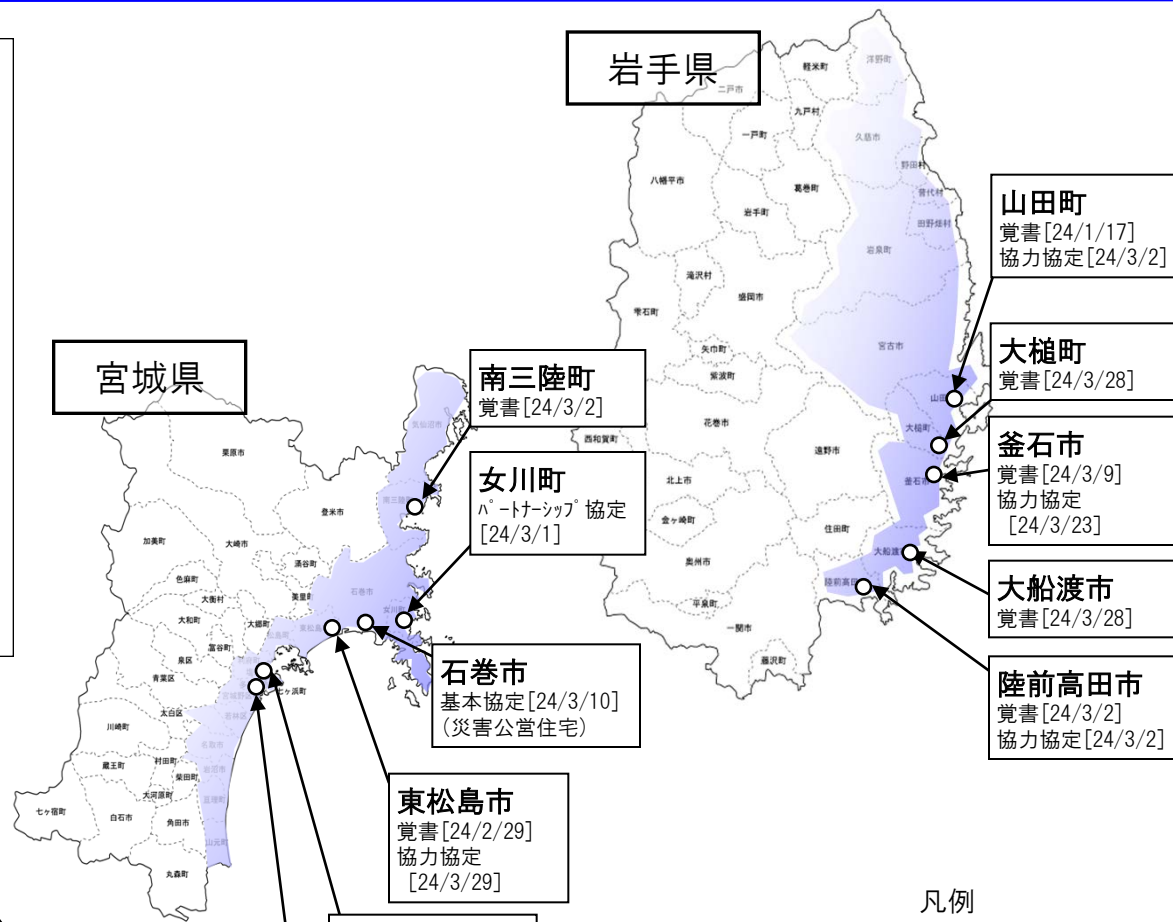
復興事業の推進に向け、協力を約束。

○基本協定(災害公営住宅)の締結

災害公営住宅の整備推進に向けた協力を約束。

○パートナーシップ協定の締結

復興まちづくりの推進を総合的にサポートしていくことを確認。



新地町
覚書[24/2/29]
基本協定[24/2/29]
(災害公営住宅)

塩竈市
基本協定[24/2/1]
(災害公営住宅)

多賀城市
基本協定[24/3/30]
(災害公営住宅)

東松島市
覚書[24/2/29]
協力協定
[24/3/29]

石巻市
基本協定[24/3/10]
(災害公営住宅)

女川町
パートナーシップ協定
[24/3/1]

南三陸町
覚書[24/3/2]

山田町
覚書[24/1/17]
協力協定[24/3/2]

大槌町
覚書[24/3/28]

釜石市
覚書[24/3/9]
協力協定
[24/3/23]

大船渡市
覚書[24/3/28]

陸前高田市
覚書[24/3/2]
協力協定[24/3/2]

凡例
締結先市町村
締結内容[締結日]

(参考事例)

○以下の市町において、先行して取組みを開始。

【岩手県山田町】

- ・ 山田町と復興整備事業等の推進に向けた覚書を交換(H24. 1. 17)
- ・ 山田町の復興事業の推進に関する協力協定を締結(H24. 3. 2)
- ・ 織笠地区の防災集団移転促進事業の移転候補地の土質調査に着手。

【宮城県塩竈市】

- ・ 塩竈市と災害公営住宅整備に係る基本協定を締結(H24. 2. 1)

同時に宮城県及び塩竈市から、事業要請。

伊保石地区(約1.1ha 戸建住宅約40戸)、錦町地区(約0.6ha 集合住宅約40戸)

- ・ 測量、地盤調査に着手。

【宮城県女川町】

- ・ 中心市街地や離半島部を含めた復興まちづくりの推進を総合的にサポートするパートナーシップ協定を締結(H24. 3. 1)

被災地の支援のため、国土交通省や地方公共団体の要請等により、以下の取り組みを実施。

1 被災者の方々へのUR賃貸住宅の提供

- ・一定期間無償でご利用いただけるUR賃貸住宅を提供

2 応急仮設住宅建設用地の提供

- ・機構の事業地区用地を応急仮設住宅の建設用地として提供

3 応急仮設住宅建設支援要員等の派遣

- ・応急仮設住宅建設の業務支援として職員を派遣
- ・「被災宅地危険度判定士」の資格を有する職員を地方公共団体に派遣

4 被災市町村の復興支援への対応

- ・被災市町村の復興計画策定等を技術支援

1 被災者の方々へのUR賃貸住宅の提供

◆ UR賃貸住宅の提供

被災された方々がご入居いただけるUR賃貸住宅を一定期間無償で提供(平24.3.5現在の入居決定戸数:延べ約950戸)。

コミュニティの維持や地方公共団体による支援等を考慮し、一定のまとまった戸数を確保できる関東地域の団地を中心に選定。



◆ 団地自治会と連携した交流会の実施

慣れない地域に避難されてきた方々が少しでも早く地域に馴染み、安心して生活できるように、団地自治会等の協力を得て交流会を開催。



2 応急仮設住宅建設用地の提供

◆ 機構の事業地区用地約8haを応急仮設住宅建設用地として提供

●仙台市あすと長町地区

- ・応急仮設住宅建設用地 0.74ha
23年3月28日提供、233戸、4月30日から入居開始
- ・応急仮設住宅(福祉仮設住宅)建設用地:0.64ha
5月27日提供、6月8日着工、8月完成、9室/棟

●いわきニュータウン地区

- ・応急仮設住宅建設用地 6.87ha
23年3月29日から順次提供、5月13日から一部入居開始。着工した475戸全て竣工。

●盛岡南新都市地区

- ・仮住まい住宅:8戸(4月6日に盛岡市に提供)
※従前居住者が一時的に居住する仮住まい住宅を活用



いわきNT 仮設住宅用地

あすと長町地区 仮設住宅用地



上：23/3/25撮影 右：23/4/15撮影

3 応急仮設住宅建設支援要員等の派遣

- ◆ 応急仮設住宅建設業務の支援として、現地に最大時30名体制で職員を派遣
- ◆ 「被災宅地危険度判定士」の資格を有する職員3名を派遣

応急仮設住宅建設支援要員の派遣

- 宮城県、岩手県、福島県での応急仮設住宅の建設に係る支援要員等として、**延べ181名の職員を派遣**。最大時30名体制。
(23年3月17日以降、順次交代派遣(概ね2週間/人)。8月13日をもって派遣終了。)
- 現地においては、応急仮設住宅建設のための業務支援として**候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理等の業務を実施**。

被災宅地危険度判定の支援

- 「被災宅地危険度判定」を担当する
職員3名を仙台市に派遣(4月18日～23日)

候補地調査の様子



4 被災市町村の復興支援への対応

- ◆被災地の県知事から要望を受けた国土交通大臣の要請により、復興計画策定等の技術支援のため、要請のあった被災市町村に機構職員を原則2名（都市系1名、住宅系1名）ずつ派遣。順次、支援体制を強化。

支援の経過

1. 岩手県知事の要望を受けた国土交通大臣より、県下7被災市町村における復興計画策定等の技術支援のための職員派遣の要請(平23.4.11)があり、職員を派遣。
また、県や職員を派遣した市町村との連絡調整を行うため、盛岡に連絡所を設置。併せて、本社でのバックアップ体制を整備。
2. 宮城県知事の要望を受けた国土交通大臣より、県下7被災市町における復興計画策定等の技術支援のための職員派遣の要請(平23.6.15)があり、職員を派遣するとともに、本社に震災復興支援室、仙台に宮城震災復興支援事務所、盛岡に岩手震災復興支援事務所を設置(平23.7.1)。
3. 福島県知事の要望を受けた国土交通大臣より、県下1被災町における復興計画策定等の技術支援のための職員派遣の要請(平23.10.13)があり、職員を派遣するとともに、宮城震災復興支援事務所を宮城・福島震災復興支援事務所と改称(平23.11.1)。

職員派遣先市町村(平24.3.1現在)

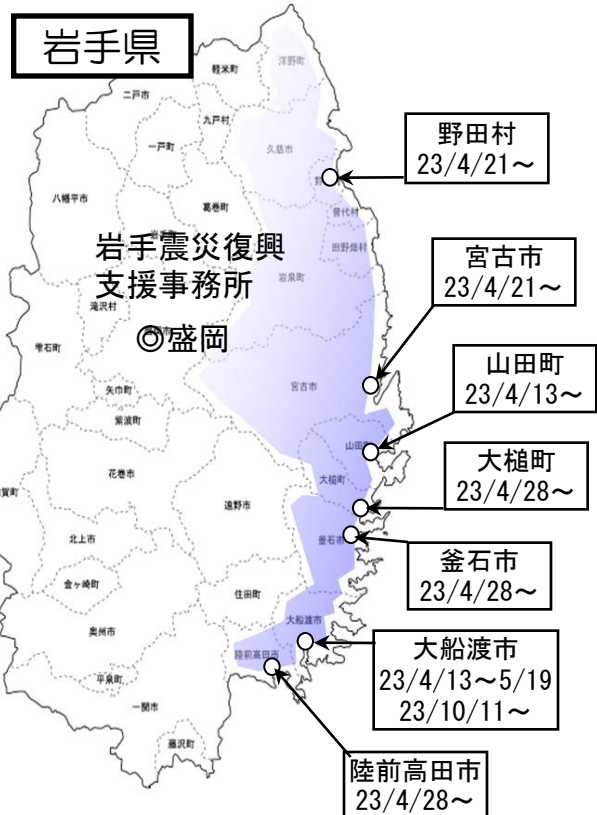
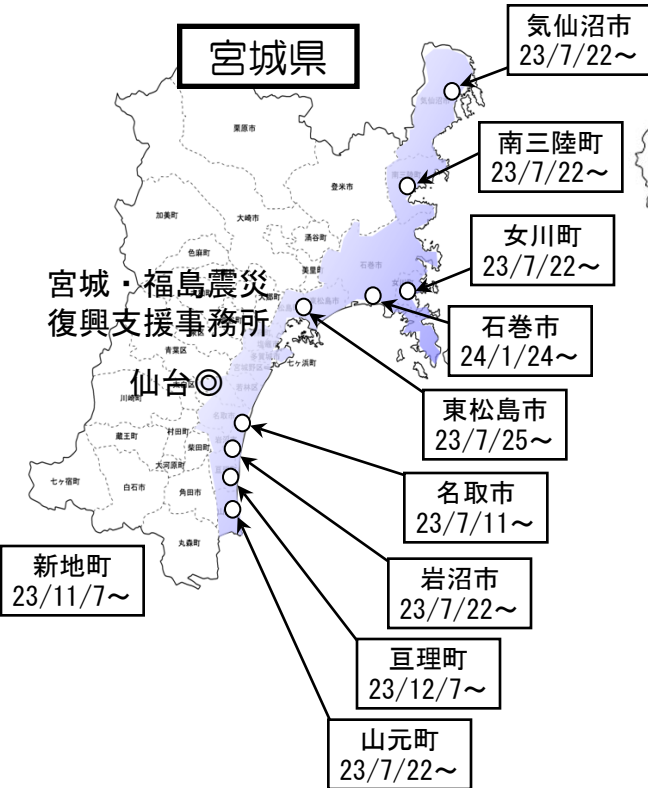
◎被災市町村への派遣 [計 34人]

- 岩手県 7市町村 15人
- 宮城県 9市町 17人
- 福島県 1町 2人

◎復興支援事務所 [計 40人]

- 岩手震災復興支援事務所 (盛岡) 20人
- 宮城・福島震災復興支援事務所 (仙台) 20人

●合計 74人



■ 阪神・淡路大震災（平成7年1月）

- 延べ7300人・日の職員を派遣し、危険度判定等の復旧支援
- 最大260人体制の震災復興本部を置き、復興支援

■ 緊急支援（発生当初）

建物応急危険度判定	25日間（延べ1200人・日）
宅地被害対策調査	26日間（延べ 750人・日）
暫定住宅入居手続	22日間（延べ 970人・日）
応急仮設住宅建設	76日間（延べ4350人・日）

■ 公団賃貸住宅の提供

被災者暫定入居用として、賃貸住宅約3200戸を提供（確保戸数は約5200戸）

■ 公団事業用地の提供

応急仮設住宅の建設用地として、約40haの土地を提供（確保用地は約150ha）

■ 震災復興本部の設置

約260人体制（最盛期）の本部を設置し、神戸市、芦屋市等の復興まちづくりを支援

■ 復興まちづくり支援

【主な取り組み】

- 公団が中心となり、国、県、市等とともに「災害復興住宅の設計指針」を策定
- 当初3カ年で、約18,600戸の災害復興住宅を建設（神戸市、西宮市、芦屋市等）
- 市等と連携し、市街地の復興事業を推進

市街地再開発事業	14地区 約30ha ※1
土地区画整理事業	4地区 約119ha ※2
住宅市街地整備総合支援事業	14地区 約1185ha

※1 うち神戸市施行、組合施行への参画支援9地区

※2 うち受託2地区（神戸市、北淡町〔当時〕）

（注）「公団」とは、当機構の前身の「住宅・都市整備公団」です。

■ 福岡県西方沖地震（平成17年3月）

■ 新潟県中越沖地震（平成19年7月）

○阪神・淡路大震災の経験を活かして復興まちづくりを支援

■ 福岡県西方沖地震災害における支援（平成17年4月～12月）

福岡市の要請に基づき、被害が最も甚大（住家全壊107棟）であった玄界島の復興まちづくり案（整備基本構想案）の作成を支援。

当機構は福岡市内の九州支社に玄界島復興支援プロジェクトチームを編成し、市と連携しながら、ワークショップ等により島民の皆様のニーズ把握や合意形成を図り、市が主体となる小規模住宅地区等改良事業を導入した整備基本構想案の作成を支援。

■ 新潟県中越沖地震災害における支援（平成19年8月～）

柏崎市の要請に基づき、市が策定する震災復興計画における重点プロジェクトの具体的検討を支援。当機構は復興支援プロジェクトチームを編成（職員3名が市役所内に常駐）し、

○復興公営住宅の建設地選定・設計（柏崎駅前140戸、西山地区30戸）

○被災住宅地の整備計画（小規模住宅地区等改良事業）の検討、住民の皆様の合意形成

○柏崎駅周辺まちなか再生や防災拠点整備に向けた計画の作成 等について支援。

※現在、柏崎駅前において土地区画整理事業を施行中（約11ha・当機構施行）